

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No 057号 2011.9.2  
発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先:航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.phenix.or.jp/jkkk/>

# 稻盛会長は、法廷で真実を述べよ！ JAL本社前行動 都労委命令の履行と不当解雇撤回・原職復帰を要求

8月3日の都労委勝利命令、そして9月30日にはいよいよ稻盛会長の証人尋問が行われます。こうした状況を踏まえ、原告団、JAL不当解雇撤回国民共闘は8月31日、JAL本社前行動を実施し、①都労委命令の取り消しを求める提訴方針を取り下げて命令を直ちに履行すること、②不当解雇を撤回し原職復帰させること、③JAL不当解雇撤回国民共闘との話し合いに応じるよう要求書(裏面参照)を提出しました。行動での弁護団・原告の訴えを紹介します。

## JAL再生に必要なもの 安全と労働者の権利が守られる職場

(弁護団 滝沢香弁護士)

原告側の証人が全て採用され、9月26日は醍醐教授と被告側の菊山証人(経営企画)の尋問があり、経営上整理解雇の必要性があったか否かが鮮明になります。JALの再生に必要なものは、国民・利用者の信頼を得ること。そのためには、知識や経験ある原告が職場に戻って、安全や労働者

お会いすることはできませんでした。

人事・賃金制度の改悪により大幅に賃金が下がり、契約制客室乗務員は手取りが20万円にも満たないことがあります。こんな状況では心身が疲弊し、働く喜びや幸せも実感できません。これで保安任務が全うできるのでしょうか。安全優先の再建のためにも一日も早く戻って力を発揮したい。

## 世界一のサービス、それは「安全」です

(原告 客乗 平井洋子さん)

支援のお願いに行く中で様々な人にお会い、助けられました。また、日本中でこのような不当なことが、多く行われているという事実を知りました。日航は世界一のサービスを目指すと言っていますが、安全なくして世界一のサービスはありません。モノを言える明るい職場を取り戻すため、私たちは「なでしこジャパン」のようにあきらめません！



の権利が守られる職場にしていくことが必要です。裁判官が安心して判決を書けるよう一緒に頑張りましょう！

## 再生に最も必要なのは人を大切にすること

(原告 乗員 関伸一さん)

解雇された者も、半ば強制的に会社を去った者も、辛く、苦しい思いをしています。また、職場では会社に対する信頼がなくなっています。人間を大切にできない経営者は、早く去ってください。間違いを間違と言える会社にしなければ、安全第一の真の再建はできません。そのためにも私たちが職場に戻って正して行きます。

## 職場は幸福とは全くかけ離れた状況です！

(原告 客乗 森陽子さん)

稻盛会長は「組合とも誠実に話し合って行きたい」と言いつながら、再三の話し合い要求には一切応えず、どうう一度も

## 日航は東京地裁に提訴 機構は「正当」と開き直り

9月2日、日本航空が都労委命令の取り消しを求めて、9月1日に東京地裁に行政訴訟を起こしたことが判明しました。

また、企業再生支援機構からは、「不当労働行為を行ったことの責任の明確化」と「不当解雇の撤回」要求に対する回答として、8月31日、以下の見解が口頭にて示されました。

「機構としては、当該発言は不当労働行為に該当しないものと考えております。また、整理解雇についても有効と考えております。いずれも現在訴訟継続中であり、裁判所の判断を仰ぎたいと考えております」

日航・機構の不当な対応を撤回させるためさらに運動を広げましょう!!

JAL 不当解雇撤回国民共闘と原告団が、稻盛会長と大西社長あてに提出した要求は以下の通りです。

## 要 求 書

2011年8月3日、東京都労働委員会は平成22年不121号事件において、管財人株式会社企業再生支援機構および管財人が、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに対して支配介入の不当労働行為を行ったと認定し、救済命令を交付しました。

東京都労働委員会の命令は、「管財人機構は管財人片山とともに労働組合法第7条にいう使用者である」と、加えて「飯塚ディレクターらの発言は、組合らの運営に対する介入であると言わざるを得ず労働組合法第7条第3号が定める支配介入に該当する」と明確に認定をしています。

不当労働行為と認定された飯塚ディレクターらの発言は、言うまでもなく、解雇通告そして整理解雇の強行という一連の過程の中でなされたものです。このことは整理解雇の4要件の一つである「手続きの妥当性」に関わる極めて重要な問題です。私たちはこの命令を、当時の日本航空の協議姿勢が、「労働組合に十分説明し協議を尽くす」のではなく、「支配介入までして強要する」姿勢であったと認定され、整理解雇の不当性がまた一つ、明確な形で浮き彫りにされたと受け止めています。

日本航空には、数々の不当労働行為が労使の信頼関係を大きく損ね、職場に深い傷跡を残し、安全運航に暗い影を落としてきたという歴史があります。また、今回交付された東京都労働委員会の命令は極めて明快です。それにも関わらず、貴職はこの命令を真摯に受け止めることなく、これを不服として地方裁判所に提訴するとの方針を決定した旨、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンに通知してきました。

こうした対応はいたずらに係争を長期化させるものであり、公的支援を受けて再建を進めている日本航空が採るべき方針とは思えません。日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議（略称「JAL 不当解雇撤回国民共闘」）として、強く抗議をするとともに、直ちに提訴方針を取り下げ東京都労働委員会の命令を履行すること、そしてこの命令で整理解雇の不当性が一層鮮明となったことを踏まえて整理解雇を撤回し、被解雇者全員の原職復帰に踏み出すことを強く要求します。

また、度重なる私たちの面談要求を拒否し「門前払い」を繰り返す不当な対応を改め、JAL 不当解雇撤回国民共闘との話し合いに応じるよう、併せて要求します。

## 9月の主な取り組み

### ◆9月13日 大宣伝行動【重点行動】

実施場所	参加者の呼び掛け(地区割り)
立川駅 北口	三多摩地区の団体
新宿駅 南口	西部地区の団体
池袋駅 西口	北部地区の団体
有楽町駅 マリオン前	中央地区の団体
錦糸町駅 北口	東部地区の団体
品川駅 港南口	南部地区の団体

### ◆裁判の日程と当日の行動

傍聴とゴシックの取り組みに多数の参加をお願いします。

#### 9月5日(乗員裁判)

8:00～ ビラ・宣伝行動(ビラは通用門側、宣伝カー正面)  
10:00～ 裁判の傍聴(午前の部)  
12:15～ **裁判所前宣伝行動**(午前の証人尋問の報告等)  
13:10～ 裁判の傍聴(午後の部)  
17:30～ **報告集会** 虎ノ門スクエアにて

#### 【出廷する証人】

午前:片山(元管財人)——反対尋問の一部は午後  
午後:小田(運航)、羽生(元労務部長)、小川(日航乗組副委員長)=主尋問のみ

#### 9月16日(客乗裁判)

8:00～ ビラ・宣伝行動(ビラは通用門側、宣伝カー正面)  
10:00～ 裁判の傍聴(午前の部)  
12:15～ **裁判所前宣伝行動**(午前の証人尋問の報告等)

13:15～ 裁判の傍聴(午後の部)

17:30～ **報告集会** 虎ノ門スクエアにて

#### 【出廷する証人】

午前:菊山(経営企画)、醍醐(東大名誉教授=主尋問)  
午後:醍醐(東大名誉教授=反対尋問)清田(原告)、小川(日航乗組副委員長=反対尋問のみ)

#### 9月26日(乗員裁判)

当日の行動は9月5日と同じです。

#### 【出廷する証人】

午前:菊山(経営企画)、醍醐(東大名誉教授=主尋問)  
午後:醍醐(東大名誉教授=反対尋問)清田(原告)、小川(日航乗組副委員長=反対尋問のみ)

#### 9月30日(客乗裁判)

8:00～ ビラ・宣伝行動(ビラは通用門側、宣伝カー正面、9時まで実施し小休止)  
9:30～ **宣伝行動・裁判所前での座り込み**(12:15からの報告の終了をもって座り込みは終了)  
10:00～ 裁判の傍聴(午前の部)  
12:15～ 裁判所前で、証人(稻盛会長)尋問等の報告  
13:15～ 裁判の傍聴(午後の部)  
17:30～ **報告集会** 虎ノ門スクエアにて

#### 【出廷する証人】

午前:稻盛(日本航空会長)  
午後:島崎(原告)、内田(原告団長・CCU委員長)

### ◆9月28日 15:00～15:30 JAL 本社前行動